

議案第63号

さいたま市子ども家庭総合センター条例の制定について
さいたま市子ども家庭総合センター条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市子ども家庭総合センター条例

(設置)

第1条 子ども及び家庭を取り巻く課題に総合的に取り組み、子ども及び家庭並びに地域の子育て機能を総合的に支援するため、さいたま市子ども家庭総合センター（以下「センター」という。）をさいたま市浦和区上木崎4丁目4番10号に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 子ども及び家庭の総合的な相談支援の推進に関する事。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第2項に規定する業務に関する事。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第2項に規定する業務に関する事。
- (4) 子どもに係る教育相談に関する事。
- (5) 男女共同参画の推進に係る家庭等の相談に関する事。
- (6) 未成年者への自立に向けた支援に関する事。
- (7) 地域の子育て支援に関する事。
- (8) 子ども及び家庭並びに地域の子育てに係る企画及び研究に関する事。
- (9) 次条第2項に規定する市民コンタクトスクエアの利用に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関する事。

(センターの構成)

第3条 前条に規定する業務を行うため、センターに次に掲げる専門相談機関を置く。

- (1) さいたま市児童相談所条例（平成14年さいたま市条例第97号）第2条に規

定するさいたま市児童相談所

- (2) さいたま市こころの健康センター条例（平成14年さいたま市条例第103号）第1条に規定するさいたま市こころの健康センター
- (3) 総合教育相談室
- (4) 男女共同参画相談室
- (5) 子どもケアホーム

2 前項に掲げるもののほか、センターに、ぱれっとひろば、中高生活動スペース、多目的ホール、バンドスタジオ、ダンススタジオ、調理室その他規則で定める施設及びこれらの附属設備（以下「市民コンタクトスクエア」という。）を置く。

（市民コンタクトスクエアの休業日）

第4条 市民コンタクトスクエアの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上必要と認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる。

（市民コンタクトスクエアの利用時間）

第5条 市民コンタクトスクエアの利用時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 市長は、特別な事由があると認めるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。

（利用資格等）

第6条 市民コンタクトスクエアのうち、多目的ホール及び調理室並びにこれらの附属設備を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども及び子育てに関する団体であって、市内で主たる活動を行うもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

2 市民コンタクトスクエアのうち、バンドスタジオ及びダンススタジオ並びにこれらの附属設備を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する未成年者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

3 多目的ホール、バンドスタジオ、ダンススタジオ及び調理室並びにこれらの附属設備（以下「貸出施設等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ利用の登録をしなければならない。

（利用期間）

第7条 貸出施設等を引き続いて利用することができる期間は、次のとおりとする。
ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(1) 多目的ホール 5日

(2) バンドスタジオ、ダンススタジオ及び調理室 1日

(3) 前2号に掲げる施設の附属設備 利用する施設の引き続いて利用することができる期間と同一の期間

（利用の許可）

第8条 貸出施設等を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

（利用の制限）

第9条 市長は、センターの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒否することができる。

(1) センターの設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) センターを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき、又は市長が適当でないと認めるとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第10条 第8条の利用の許可を受けたもの（以下「貸出施設等の利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備等の制限）

第11条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、市民コンタクトス

クエアを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 市長は、貸出施設等の利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の取消しを申し出たとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の規定による措置によって貸出施設等の利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館の禁止等)

第13条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは他の利用者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命じることができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、市民コンタクトスクエアの利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により利用を拒否されたとき、第12条第1項の規定により利用の停止若しくは許可の取消しの処分を受けたとき、又は前条の規定により退館を命じられたときも、同様とする。

2 利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者が負担する。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者が故意又は過失によりセンターを損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条第1号及び第7号から第10号までに掲げる業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第4条第1項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うこと。
- (2) 第5条第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間を変更すること。
- (3) 第7条本文の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、引き続いて利用することができる期間を変更すること。
- (4) 第8条第1項の規定により、貸出施設等の利用の許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること又は同条第2項の規定により、許可に条件を付すること。
- (5) 第9条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき、又はセンターの管理上支障があるとき、若しくはセンターを利用させることが適当でないとき、利用に条件を付し、又は利用を拒否すること。
- (6) 第11条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。
- (7) 第12条第1項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき、又はセンターの管理上特に必要があるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。
- (8) 第13条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。